

第 92 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1級の項中「講師、」を削り、「実習助手又は寄宿舍指導員」を「講師(任用の期限を付さない者を除く。)、寄宿舍指導員又は実習助手」に改め、同表2級の項中「主任実習助手又は主任寄宿舍指導員」を「講師(任用の期限を付さない者に限る。)、主任寄宿舍指導員又は主任実習助手」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1級の項中「講師、助教諭又は」を「助教諭、」に改め、「養護助教諭」の次に「又は講師(任用の期限を付さない者を除く。)」を加え、同表2級の項中「又は栄養教諭」を「、栄養教諭又は講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

任用の期限を付さない常勤講師を任用することに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。